

令和8年第4回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和8年4月28日（火） 午後3時00分から午後3時15分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎4階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
一番委員 林 新太郎
二番委員 岡田 史絵
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

4 出席事務局職員

教育部長	永野 謙吾
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長兼文化財課長	安東 孝浩
教育総務課長	中山 英人
学校教育課長	安部 桂司
児童生徒支援課長	上野 展久
学校施設課長	谷脇 征治
体育保健課長	野崎 修
人権教育推進課長	高橋 秀徳
社会教育課長	若林 正策
大分市教育センター所長	赤峰 竜二
美術振興課長	後藤 逸人
教育総務課参事	佐藤 靖寿

5 書記

教育総務課参事補	石川 仁美	教育総務課主査	和田 宏
教育総務課主査	松下 祐介	教育総務課主任	金田 紗耶子

6 傍聴人 1名

7 議題

（1）議案

（教議第33号）大分市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について

（教報議第3号）大分市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について

（教議第34号）大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

（教議第35号）大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の制定について

(教報議第4号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(教議第36号) 大分市文化財保護審議会委員の委嘱について

(教議第37号) 大分市美術館協議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

①教育用端末の更新等について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和8年第4回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後3時00分 開会)

本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

本日は、廣津留委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。本日の署名委員を二番委員、五番委員にお願いします。

それでは、教議第33号「大分市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

児童生徒支援課長

教議第33号「大分市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本市では、大分市奨学資金に関する条例に基づき、給付型奨学資金と返還免除型奨学資金を実施しており、奨学生は、大分市奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定しております。

この選考委員会を組織する選考委員の内、中学校の校長につきましては任命している現状がございますことから、運用に合わせるために、大分市奨学資金に関する条例施行規則第2条第1項第2号を改正するものでございます。

また、選考委員の任期は、大分市奨学資金に関する条例施行規則第2条第1項第3号の規定に基づき2年となっており、現在の選考委員の任期は令和8年5月13日までとなっております。

こうした中、貸与型奨学資金制度の廃止に伴い、今回の一部改正では令和8年5月1日以後最初に委嘱し、又は任命される選考員会委員の任期を、大分市奨学資金に関する条例施行規則第2条第1項第3号本文の規定

	にかかわらず、令和10年3月31日までとする附則を追加するものであり、令和8年5月1日から施行しようとするものでございます。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは採決いたします。教議第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。 それでは次に、教報議第3号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。
児童生徒支援課長	教報議第3号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について」についてご説明申し上げます。 本案は、大分市奨学生選考委員会における選考委員につきまして、一部の推薦団体における役員の改選に伴い、令和8年4月1日付けで、2名の委員を新たに委嘱及び任命いたしましたので、ご報告し、ご承認をいただくとするものでございます。 なお、今回委嘱及び任命いたしました委員の任期は、前任の残任期間となっており、令和8年5月13日まででございます。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは採決いたします。教報議第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。 それでは次に、教議第34号「大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題といたします。
体育保健課長	教議第34号「大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する

条例の施行期日を定める規則の制定について」ご説明いたします。

本案は、大分市議会令和8年第1回定例会で可決されました「大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例」の施行期日を定める規則の制定について、議決を求めるものであります。

同条例の改正目的は、2月25日開催の教育委員会で説明いたしましたとおり、大分市立小学校に在籍する児童の学校給食費を令和8年度より無償化することであり、施行日については、給食費支援事業の費用を盛り込んだ国の令和8年度予算が成立した後に、教育委員会規則で定めることとしておりました。

つきましては、国の令和8年度予算が4月7日に成立しましたことから、同条例の施行期日を規則の交付日と定める規則を制定いたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第35号「大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の制定について」を議題といたします。

体育保健課長

教議第35号「大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の制定について」ご説明いたします。

本案は、先ほどの教議第34号と同様に、大分市議会令和8年第1回定例会で可決されました「大分市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例」の適用開始日を定める規則の制定について、議決を求めるものであります。

同条例の適用開始日は、施行期日と同様に、給食費支援事業の費用を盛り込んだ国の令和8年度予算が成立した後に、教育委員会規則で定めるこ

教育長

全委員

教育長

全委員

教育長

社会教育課長

教育長

全委員

教育長

全委員

教育長

次長兼

ととしておりました。

つきましては、国の令和8年度予算が4月7日に成立しましたことから、同条例の適用開始日を令和8年4月1日と定める規則を制定いたします。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教報議第4号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

教報議第4号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明いたします。

本件は、大分市公民館運営審議会委員につきまして、選出団体での役員交代などに伴い、後任の委員を令和8年4月1日付けで委嘱及び任命をいたしましたので、承認を求めるものでございます。

なお、今回委嘱及び任命いたしました委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教報議第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

それでは次に、教議第36号「大分市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

教議第36号「大分市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明申

文化財課長

上げます。

本件は、大分市文化財保護審議会委員の任期が令和8年4月30日で満了となりますことから、次期審議会委員を委嘱いたしたくご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員につきましては9名全員再任となります。任期は令和10年4月30日までの2年間でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第37号「大分市美術館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

美術振興課長

教議第37号「大分市美術館協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市美術館協議会委員の任期が令和8年4月30日で満了となりますことから、次期協議会委員を委嘱いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

報告事項（１）「教育用端末の更新等について」ご説明申し上げます。

本日は、昨年の第４回の本委員会で報告しました「教育用端末の更新等」が完了いたしましたので、それに係る２点のご報告と「令和８年度に実施する旧端末の売却処分」のあわせて３点につきまして報告いたします。

１点目は「一人１台端末の調達」についてです。資料上段の１をご覧ください。こちらは、令和３年度から５年間にわたり各学校で利用してまいりましたｉＰａｄ端末の使用終了に伴う更新でございます。今回、大分県共同調達により、新たに３万２，５４４台の端末を５年間のファイナンスリース契約にて調達いたしました。こちらは既に全校への配備を完了し、現在、利用を開始しているところでございます。

２点目は「ＧＩＧＡスクール端末運用保守業務委託（ｉＰａｄヘルプデスク）」についてです。資料の２をご覧ください。こちらは、令和６年度及び７年度に導入したｉＰａｄ端末を、今後５年間にわたり安定的に運用するための保守体制を構築するものです。一般競争入札を経て、昨年１２月に落札業者と契約を締結し、本年４月１日から運用を開始しております。

資料中段の図は、今後の端末及びヘルプデスクの運用スケジュールを示したものです。なお、令和６年度に調達しました端末の令和１２年度以降の取扱いにつきましては、国の「ＧＩＧＡスクール構想」の動向を注視しつつ、再調達かリース延長かを含め、今後、検討してまいります。

３点目は、「ＧＩＧＡスクール端末等の売却」についてです。資料の下段をご覧ください。端末の更新に伴い、令和７年度で使用が終了した旧端末につきましては、国からの事務連絡に基づき、「再使用」や「再資源化」、「有償売却」により適切に処理を行う必要がございます。これを受け本市では、各学校からの回収及び確実なデータ消去を行うことを必須条件とした上で、一般競争入札による有償売却を行うものでございます。なお、教育委員会には処分権限がないため、現在、財政部管財課にて売却手続き等を進めているところでございます。

以上でございます。

教育長	ご質問などございませんか。
五番委員	3万台以上、それも古いタブレットの売却がかなうものなのですか。
教育センター所長	かなうものでございます。
教育長	他にご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	以上で予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。
教育総務課長	5月の教育委員会の日程につきまして調整をお願いいたします。 5月は、5月19日火曜日の午後1時から大分県市町村教育委員会連合会総会を別府市公会堂にて開催いたしますのでよろしくお願いいたします。 また、5月27日水曜日午後1時15分から第1回大分市総合教育会議を、続けて午後3時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日の会議終了後は、学習会及び報告事項がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。 以上でございます。
全委員	(了承)
教育長	他に何かございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時15分 閉会)